

# 令和6・7年度 住宅騒音防止工事に係る施工業者の登録募集について

令和6年2月27日

独立行政法人 空港周辺整備機構  
理事長 今吉 伸一

独立行政法人空港周辺整備機構では、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第8条の2の規定等に基づき、福岡空港周辺での航空機の騒音により生じる障害が著しいと認められた国土交通大臣が指定する区域に当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者等が航空機の騒音により生じる障害を防止し又は軽減するために必要な工事を行うに際し、予算の範囲内で補助金を交付することとしております。

この所有者等（助成申込者）が行う防音工事に係る施工業者は、「独立行政法人空港周辺整備機構住宅騒音防止対策事業費補助金交付に関する事務取扱要領」第3条に基づき当機構に登録された者により行っていたこととしており、これに係る業者の登録を募集するものです。

## I 補助の対象となる工事

- 防音工事： 防音サッシの設置や壁・天井への吸音材の設置等の建築工事及び当該室内の有効な空気調和の確保を目的とする空気調和機器（エアコン・換気装置・レンジ用換気装置）の設置工事

## ※ 施工業者の決定方法と契約金額

助成申込者から当機構が委任を受けて本募集による登録業者により競争入札を実施し、当該工事に係る施工業者を決定し、落札額（複数の助成申込者をまとめて競争入札に付した場合は、落札額を当機構の予定金額で除した数値（落札率）を個々の助成申込者の予定金額に乗じて算出した金額）で助成申込者と契約を締結していただきます。

（詳細は、競争入札の公募の際に示します。〔年数回実施の予定〕）

なお、助成申込者が「特段の理由」があるとして登録業者の中から施工業者を指定し、このことについて当機構が承認した場合は、その者は当機構と見積合わせを行い、当機構の予定価格以下で、助成申込者と契約を締結していただきます。

## II 登録募集

### 1. 募集する対象業者の種別

- 防音工事の施工業者

### 2. 登録者の資格（以下の要件の全てに該当する者）

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の第1項の規定による建築工事業の許可を受けている者
- ② 現に福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、糟屋郡粕屋町、糟屋郡志免町のいずれかに営業所を有する者
- ③ 登録申請の直前2年以上引き続き同種の営業実績を有する者  
〔申請直前の2年間の各上期及び下期において、最低1件以上の建築工事業の工事实績を有する者（期間がまたがる場合は、各期の実績とみなす。）〕
- ④ 申請の直前1年の事業年度における法人税又は所得税を完納している者
- ⑤ 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者

### 3. 登録の方法

- (1) 受付期間： 令和6年2月27日 から 令和8年3月31日 まで  
（営業時間9：00～17：00まで、土日祝は除く。）

- (2) 申込方法： 持参、郵送又はメール

◇ 提出先及び問い合わせ先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目17-5 ARKビル9階  
独立行政法人空港周辺整備機構 地域振興課  
電話：092-472-4594 mlite:minbo@oeia-fuk.ne.jp

- (3) 申請書類（提出部数1部）
- a 住宅騒音防止工事の施工業者登録資格申請書 <様式1-1>
  - b 建設業の許可証（建築工事業）の写し
  - c 営業所一覧表 <様式2>
  - d 営業実績報告書（申請の直前2年以上） <様式3-1>
  - e 法人税又は所得税の納税証明書（未納税額のない証明）又はその写し（直近のもの）
  - f 経営結果審査通知書の写し（直近のもの）
  - g 宛先を記載した返信用封筒（郵便番号、住所、名称又は商号明記。）  
（資格審査結果を後日郵送しますので、申請書類等と一緒に提出して下さい。）

4. 登録審査と資格者名簿への登録

資格の審査を行い申込者にその結果を通知するとともに、合格した者を「住宅騒音防止工事参加資格者名簿」に登録します。

今回登録された場合の有効期間は、資格決定の日から所要の免許又は登録の有効期限日又は令和8年3月31日 のいずれか短い方の日までの期間となります。

5. 欠格事項

（登録をしない場合）

次の各号の一に該当するとき又は資格審査申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録をしないものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（以下「能力を有しない者」という。）及び破産者で復権を得ない者（「能力を有しない者」とは、成年被後見人、被補佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人及び未成年で営業の許可を受けていない者をいう。）
- (2) 偽りその他の不正の手段により登録を受けたことが判明し又は登録を受けた者がその業務に関し不誠実な行為をしたことにより登録を抹消され、その抹消の日から2年を経過しない者
- (3) 1年以上の懲役又は禁固の刑に処され、その刑の執行が終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 営業に関し成年と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当する者
- (5) 法人でその役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者については、その者が偽りその他の不正の手段により登録を受けたことが判明し登録を抹消される以前から当該法人の役員であった者を除く。）のあるもの
- (6) 個人でその支配人のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者については、その者が偽りその他の不正の手段により登録を受けたことが判明し登録を抹消される以前から当該個人の支配人であった者を除く。）のあるもの

（登録の抹消）

登録者が次の各号の一に該当することとなった場合には、当該登録を受けた者の登録を抹消することとなります。

- (1) 偽りその他の不正の手段により登録を受けたことが判明したとき
- (2) 登録を受けた者がその業務に関し不誠実な行為をしたとき
- (3) その他登録者が業務の遂行ができなくなったとき